

令和2年 6月15日

保護者様

京都市立音羽川小学校
校長 鎌田 真行

緊急時の非常措置についてのおしらせ

地震に対する非常措置

京都市域において**震度5弱以上の地震**があった場合は、次のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※山科区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(ホームページ/緊急連絡網)により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への**引き渡し帰宅**とします。**※集団下校することはありません**
別紙の「引き渡しカード」にご記入をお願いします。

～緊急時の引き渡し方法～

- ①児童の集合場所(体育館や運動場など)までお越しください。
- ②各クラスの受付で、引受人の方の氏名、児童との関係、連絡先をお答えください。
(「引き渡しカード」に名前がない方の場合には、保護者の確認が取れるまでお待ちいただきます。)
- ③引き渡し後、自宅以外へ行かれる場合には、行き先と連絡先をお答えください。
- ④お子様と一緒に帰りください。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

台風等に対する非常措置

台風により京都市（「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合あり）に「**特別警報**（※大雨，暴風など6種類）」又は「**暴風警報**」が発表された場合及び音羽川学区に「**避難勧告**」もしくは「**避難指示（緊急）**」が発令された場合には，次のような措置を取りますので，テレビ，ラジオ，インターネット等の情報に注意してください。

1 特別警報について

- (1) **登校前**に発表された場合，「特別警報」が解除されるまでは，命を守る行動を取ることを優先し，登校を見合わせ，**自宅待機**させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については，以下の措置を取ります。
 - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時55分）から始業（給食は中止）
 - ・午前0時現在，特別警報発表中の場合 臨時休業

2 暴風警報について

- (1) **登校前**に発表された場合，「暴風警報」が解除されるまでは，登校を見合わせ，**自宅待機**させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については，以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
 - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時35分）から始業
 - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時05分）から始業（給食は中止）
 - ・午前11時現在，警報発表中の場合 臨時休業

3 大雨警報，洪水警報等が発表された場合

気象状況により，教育委員会の判断により**臨時休校となる場合があります**。その場合には，学校ホームページやPTAメール等で最新の情報をお知らせいたします。ご確認をお願いします。

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

音羽川学区は，「山科川の浸水想定区域」であるため，避難勧告等の発令対象地域です。音羽川学区に避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合には，**暴風警報が発表された場合に準じた措置**を取ります。※「避難準備・高齢者等避難開始」では原則として休校措置は取りません。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は，避難行動を開始・速やかな避難に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難・屋内安全確保	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難をしそびれた者の立退き避難・立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

5 在校中に特別警報・暴風警報・避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合について

直ちに臨時休校としたうえで，下校の安全が確認できるまで，学校に留め置きます。その後，家庭環境調査票に記入していただいた通り対応します。（**集団下校またはお迎え**）不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置きます。